

令和 年 月 日

香川県税事務所長 殿

申請者（納税義務者）

住 所

氏名・名称

自動車税（種別割）納税通知書の送付先変更について

自動車税（種別割）納税通知書の送付先について、翌令和 年度以降から、下記のとおり、変更したいので申請します。

記

|   | 登録番号       | 車台番号<br>(下4桁) | 送付先名 | 送付先住所 |
|---|------------|---------------|------|-------|
| 1 | 香(川)<br>高松 |               |      |       |
| 2 | 香(川)<br>高松 |               |      |       |
| 3 | 香(川)<br>高松 |               |      |       |
| 4 | 香(川)<br>高松 |               |      |       |
| 5 | 香(川)<br>高松 |               |      |       |

添付書類

- ・
- ・

※円滑な変更手続きのため、納税義務者と支店等の同一性が確認できる資料の添付にご協力をお願いします。  
(例：支店等の名称及び住所が確認できる車検証・登録簿・会社パンフレット・会社HP・公共料金の請求書等。写し可。)

担当者

氏 名

連絡先(TEL)

- 注1 納税通知書送付先の変更申請は、納税義務者が「法人」の場合のみ可能です。
- 注2 変更後の納税通知書の送付先は、納税義務者との同一性が確認できる支店等に限りです。
- 注3 送付先変更の申請をいただいた場合であっても、納税義務者と送付先となる支店等の同一性が確認できない場合や自動車税納付の口座振替登録がなされている場合等、受付できない場合がありますのでご了承ください。また、納税義務者と送付先の同一性の確認のため、追加の資料の提出をお願いすることがあります。なお、送付先の変更が認められない場合は、自動車税課（松島）（087-806-0314）からご連絡いたします。
- 注4 納税通知書の送付先変更は、申請のあった年度の翌年度分から対象となります。
- 注5 納税通知書の送付先変更申請を行った車両について、車検証の変更登録等に伴い再度送付先が変更となる場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書とは別に、再度送付先の変更申請をしていただく必要があります。